

直方市告示第 74 号

令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業業務および高校生海外派遣事業業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 23 日

直方市長 大塚 進弘



1. 業務の概要

- (1) 実施主体 直方市
- (2) 委託業務名 ① 令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業業務
② 令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業業務
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日 (木) まで
- (5) 契約上限額 14,275,000 円
(日本国内の取引に該当する消費税法上の課税対象である消費税および地方消費税を含む)
※「① 中学生海外派遣事業」および「② 高校生海外派遣事業」の合計金額
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) その他 本件は、①と②二つの事業を同一の事業者へ委託するため、プロポーザル及び契約は一括して行うが、あくまでも別事業として取り扱う。
「① 中学生海外派遣事業」においては福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成金の対象事業であるため、各事業にかかる費用は別々に積算し、明確に区別すること。

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 号の規定に該当しない者であること。
- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱 (平成 30 年公示第 62 号) に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続き開始の申立て、また民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しないこと。
- (ア)代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合。
- (イ)代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
- (ウ)代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
- (エ)代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。
- (6) 委託業務に関する経験を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。
- (8) 令和3年度から令和7年度の間で本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の実績を有するもの。
- (9) 「① 中学生海外派遣事業」「② 高校生海外派遣事業」の二つの事業を一括して受託することができる者であること。

4. 契約までのスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の配布期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月7日(火)
参加申込期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月3日(金)
質問受付期間	令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金)
質問回答期限	令和8年3月31日(火)
提案書等提出期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月7日(火)
参加辞退届提出期限	令和8年4月6日(月)
一次審査実施	令和8年4月13日(月)
一次審査結果通知	令和8年4月15日(水)
二次審査実施	令和8年4月22日(水)
二次審査結果通知	令和8年4月24日(金)
契約協議	令和8年4月28日(火)～
契約・業務開始	令和8年5月中

5. その他

詳細については、別紙「令和8年度直方市中学生海外派遣事業および高校生海外派遣事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」および「令和8年度直方市中学生海外派遣事業および高校生海外派遣事業業務委託仕様書」による。

6. 書類の提出及び問合せ先

直方市教育委員会 学校教育課学校教育係

〒822-8501 直方市殿町7番1号

(電話) 0949-25-2323 (電子メール) n-gakkou@city.nogata.lg.jp